

令和元年度 第2回 堺市国民健康保険運営協議会

《参考資料》

令和2年1月17日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 資料

- 1 令和2年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について（概要）
- 2 令和2年度都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率 算定結果
- 3 令和2年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果（概要）

平成30年1月23日 平成29年度第2回堺市国民健康保険運営協議会 資料

- 4 激変緩和措置のイメージ

令和2年1月24日

令和2年度国保「市町村標準保険料率」の算定結果について(概要)

令和2年1月17日
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和2年1月確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.05%	32,015円	33,785円	61万円
後期分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護分	2.66%	19,729円	0円	16万円

(参考：令和元年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
後期分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
介護分	2.58%	19,134円	0円	16万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和2年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）・保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
（※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない）

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約186.6万人（▲約7.7万人）
- 算定上の医療費単年度伸び率 2.46%
- 算定上の1人当たり費用
（増要因）保険給付費の自然増（約9,900円）、保険料減免の増（約200円）
後期高齢者支援金及び介護納付金の増（約3,700円）
（減要因）国公費の増（約5,200円）

【保険料抑制のための工夫】

≪統一保険料の抑制≫

- 府2号繰入金を活用した府独自インセンティブ財源を活用（約16.8億円）
- 保険者努力支援制度（都道府県分）で交付される財源を活用（約25億円）
- 特別調整交付金（経営努力分）の都道府県分化による財源を活用（約3.4億円）

≪個別激変緩和≫

- 府1号繰入金を活用した府激変緩和措置財源の活用（約76.2億円）

令和2年度 都道府県標準保険料率 及び 市町村標準保険料率 算定結果

参考 2

【前提】

平成28年度からの一人当たり診療費の伸び率(推計)(単年度) 2.46%

【算定結果】

1 市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

医療分			支援金分			介護分		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-

※市町村標準保険料率(統一保険料率)とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。
(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

2 市町村標準保険料率

市町村名	医療分			支援金分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
大阪市	8.85%	31,306円	33,037円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
堺市	8.25%	29,196円	30,811円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
岸和田市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
豊中市	7.97%	28,199円	29,759円	2.69%	9,358円	9,875円	2.63%	19,554円	-
池田市	8.66%	30,652円	32,347円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
吹田市	8.46%	29,914円	31,568円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
泉大津市	8.47%	29,975円	31,633円	2.61%	9,076円	9,578円	2.54%	18,831円	-
高槻市	8.06%	28,523円	30,101円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
貝塚市	8.33%	29,487円	31,118円	2.50%	8,691円	9,172円	2.44%	18,091円	-
守口市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
枚方市	7.83%	27,701円	29,233円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,883円	-
茨木市	8.21%	29,037円	30,642円	2.69%	9,358円	9,875円	2.61%	19,345円	-
八尾市	8.50%	30,057円	31,719円	2.65%	9,215円	9,725円	2.52%	18,684円	-
泉佐野市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
富田林市	8.76%	30,979円	32,692円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
寝屋川市	8.03%	28,412円	29,983円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,827円	-
河内長野市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
松原市	8.74%	30,932円	32,643円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
大東市	8.50%	30,078円	31,741円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
和泉市	8.36%	29,569円	31,204円	2.69%	9,358円	9,875円	2.53%	18,752円	-
箕面市	8.66%	30,637円	32,331円	2.69%	9,358円	9,875円	2.27%	16,884円	-
柏原市	8.76%	30,984円	32,698円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
羽曳野市	8.02%	28,383円	29,953円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
門真市	8.05%	28,489円	30,065円	2.69%	9,358円	9,875円	2.54%	18,848円	-
摂津市	8.69%	30,759円	32,460円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
高石市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
藤井寺市	8.80%	31,136円	32,857円	2.69%	9,358円	9,875円	2.63%	19,534円	-
東大阪市	8.59%	30,396円	32,077円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
泉南市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
四條畷市	8.14%	28,807円	30,400円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
交野市	8.23%	29,120円	30,730円	2.69%	9,339円	9,855円	2.66%	19,729円	-
島本町	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
豊能町	8.67%	30,674円	32,371円	2.69%	9,358円	9,875円	2.59%	19,204円	-
能勢町	8.58%	30,366円	32,045円	2.69%	9,358円	9,875円	2.20%	16,329円	-
忠岡町	8.60%	30,417円	32,099円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
熊取町	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
田尻町	8.33%	29,469円	31,099円	2.69%	9,358円	9,875円	2.51%	18,604円	-
阪南市	9.05%	32,015円	33,785円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
岬町	8.62%	30,500円	32,187円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
太子町	8.01%	28,351円	29,919円	2.66%	9,266円	9,778円	2.57%	19,065円	-
河南町	8.88%	31,407円	33,143円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
千早赤阪村	7.70%	27,224円	28,729円	2.69%	9,358円	9,875円	2.66%	19,729円	-
大阪狭山市	8.33%	29,452円	31,081円	2.69%	9,358円	9,875円	2.60%	19,305円	-

※市町村標準保険料率とは、都道府県内の保険料算定ルールにより、算定するもの(大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率)。

(医療分、支援金分は3方式(所得割、均等割、平等割)、介護分は2方式(所得割、均等割)で算出)

※6年間の激変緩和措置期間については、実際に各市町村が賦課する際の保険料率は、この保険料率と異なる場合がある。

※平成28年度保険料収納必要額(決算ベース(繰入なし))と令和2年度保険料収納必要額(繰入なし)を比べ、一人当たり保険料額が上昇する市町村には、保険料の各区分(医療分・支援金分・介護分)ごとで激変緩和措置を講じている。

3 都道府県標準保険料率

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.62%	50,385円	2.71%	15,574円	2.65%	19,508円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。

(2方式(所得割、均等割)で算出)

※大阪府による激変緩和措置を講じた後の保険料率。

令和2年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果（概要）

【主な変動要因】

≪保険料の主な増要素≫

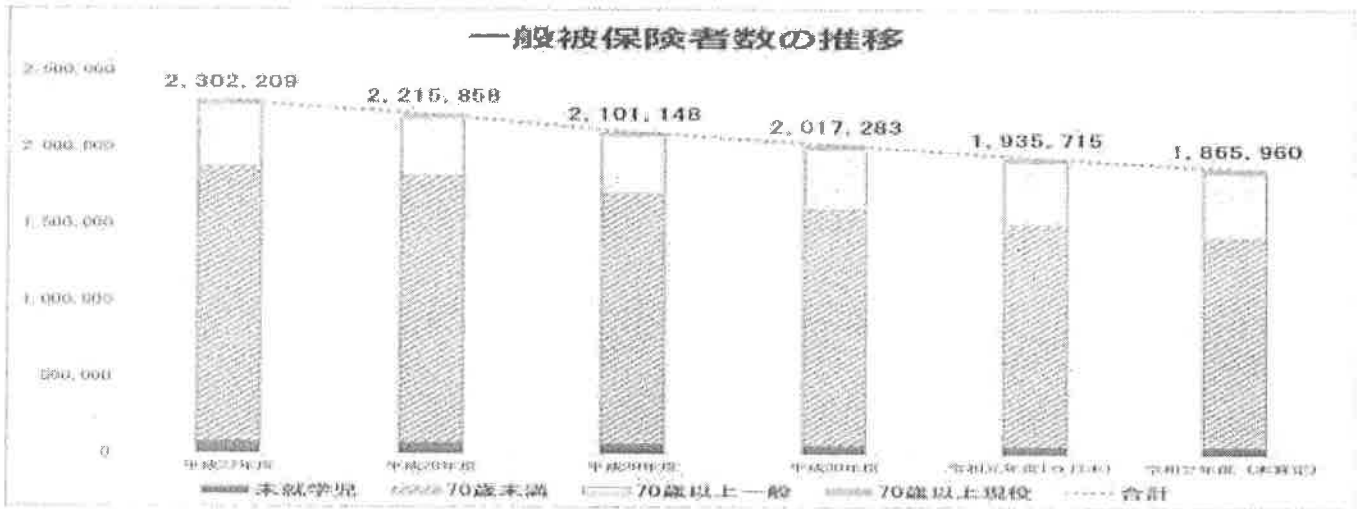
- ・ 保険給付費の増 【1人あたり約 9,900円】
- ・ 保険料減免の増 【1人あたり約 200円】
- ・ 後期高齢者支援金及び介護納付金の増 【1人あたり約 3,700円】

≪保険料の主な減要素≫

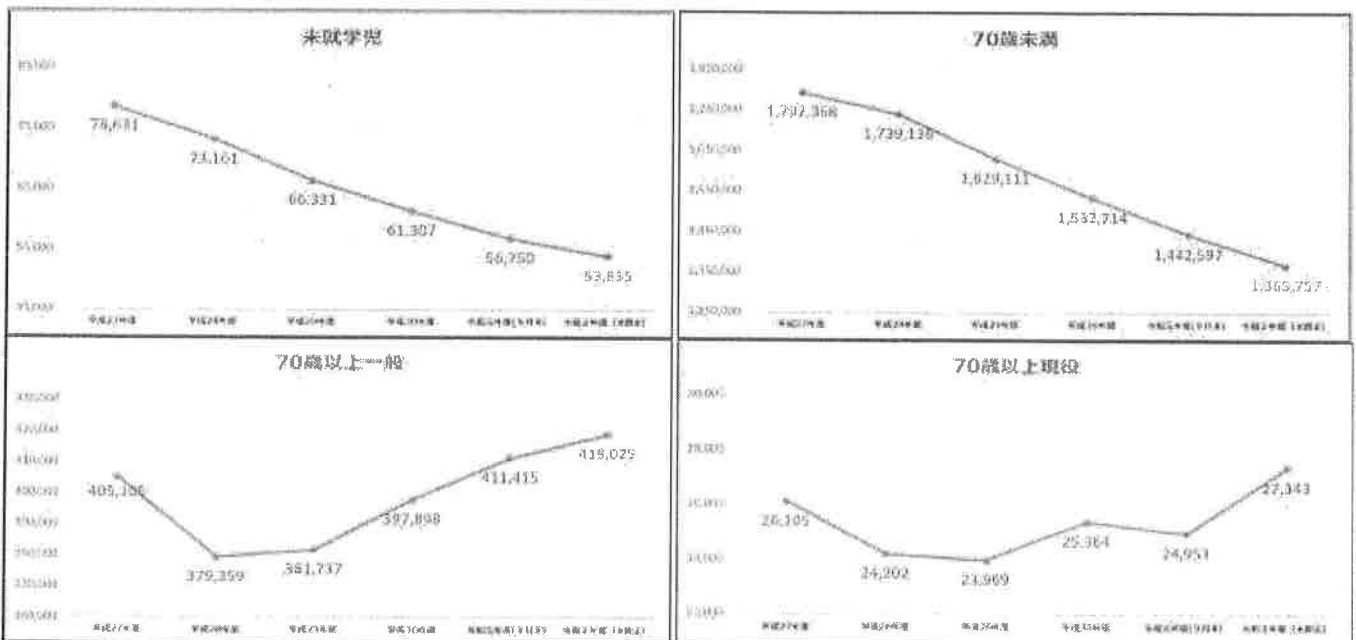
- ・ 国公費の増 【1人あたり約 5,200円】

≪被保険者数≫

○ 被保険者数について、社保の適用拡大等により、全国の傾向と同じく大阪府においても減少傾向にあり、令和元年度末にすべての団塊の世代（1947～49年生まれ）が、70歳に移行していることから、高齢者の割合が増加している。



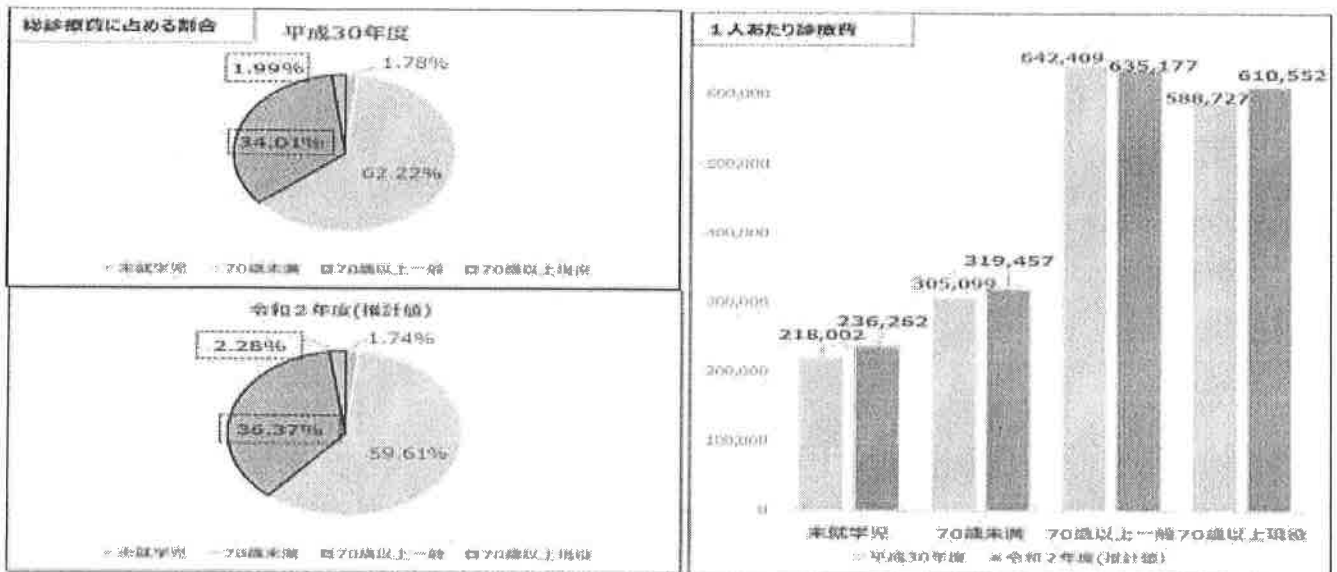
■被保険者数の比較 推計186.5万人 令和元年度（9月末）時点から▲約6.9万人減、一方で70歳以上は+1万人増



《保険給付費の増》

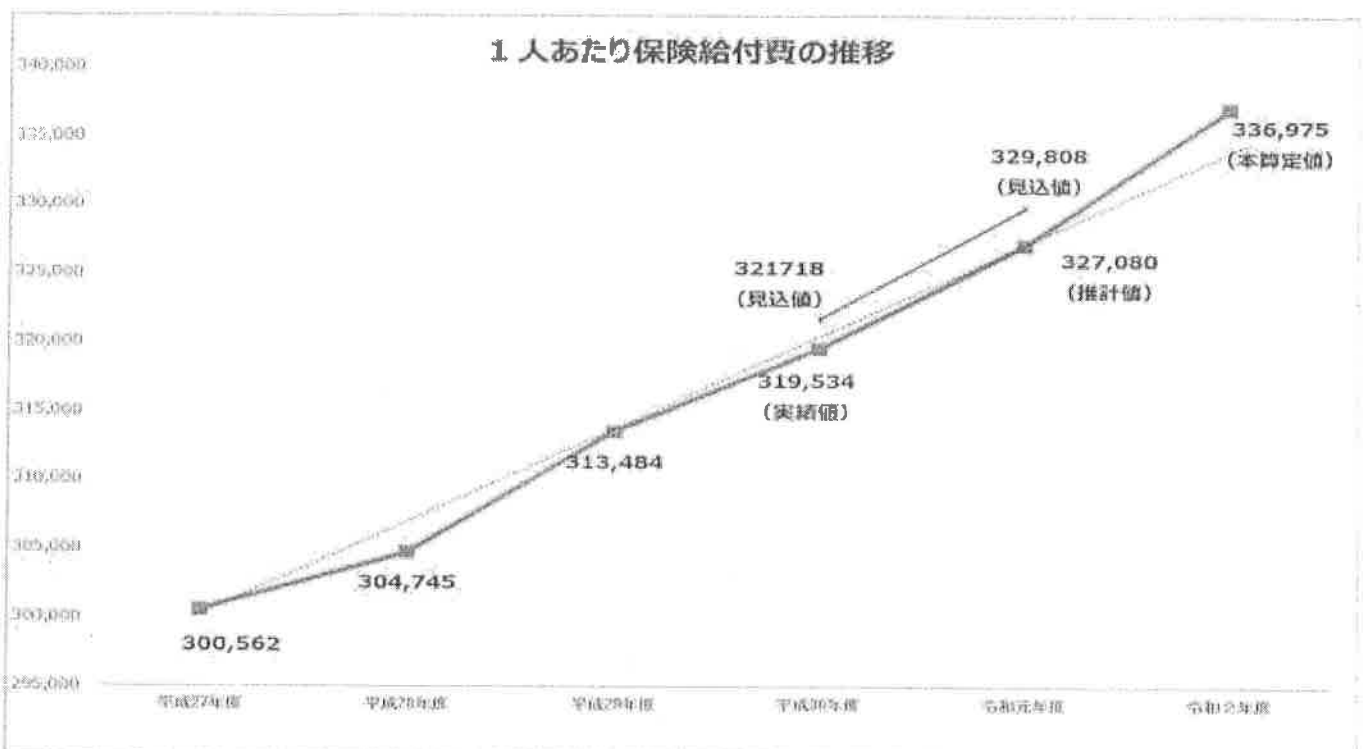
【診療費】

- 総診療費に占める70歳以上の割合が、36%から、38.65%と、約2.65%も増加しており、この世代の医療費単価が約2倍となっていることから、保険給付費の増は、高齢者の割合増加に伴う自然増によるものと考えられる。



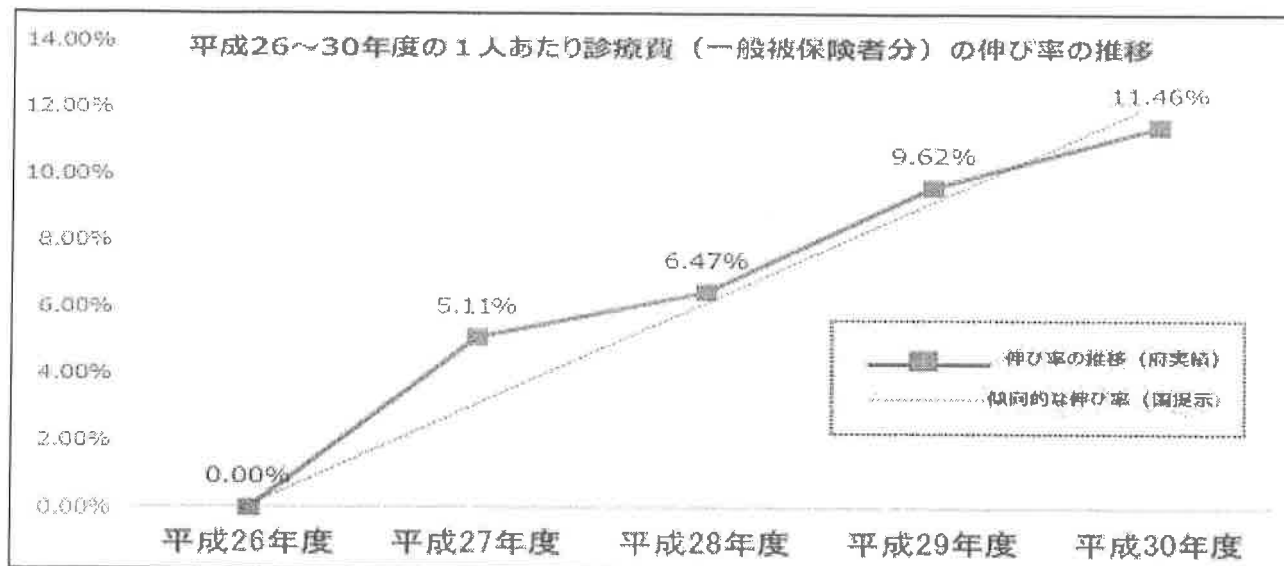
【国の推計方法ツールを活用】

- 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法により算定（国の推計ツールを活用）。結果、一人あたり医療費の平成28年度からの単年度伸び率は2.46%となり、一人あたり保険給付費は336,975円となった。



■ H30年度算定値 311,546円 ⇒ H30年度見込値 321,718円 (差+10,172円 約3.27%増)
 ⇒ H30年度実績値 319,534円 (差+7,988円 約2.56%増)

- なお、大阪府における直近4年間（平成26 - 30年度）の1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



《後期高齢者支援金及び介護納付金の増》

- 後期高齢者支援金は、高齢化の進展により1人あたりで約1,000円増えているもの。また、介護納付金においても全国的に介護給付費の増加傾向にあると考えられることから、1人あたりで約2,700円増えているもの。

《今後の対応方針》

【国への要望】

- 今後とも、大阪府としては、被保険者の負担を軽減し、新たな国民健康保険制度を安定的かつ円滑に運営する観点から、国に対して、必要な財源確保とともに、国民健康保険制度の構造的課題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正を、引き続き、働きかけていく。

【医療費適正化等の推進】

- また、今後とも、医療費の増加が見込まれる中で、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを進めていく。
- これらの取組み等を通じて、保険者努力支援制度のさらなる評価の獲得や、加えて、国において新設される予防・健康づくり支援交付金の獲得を目指すとともに、保険料率の計画的な乖離幅の縮小などの対応策を推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。

【次期大阪府国民健康保険運営方針の検討】

- さらに、制度改正以後の納付金算定の状況等を踏まえ、1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて検討していく。

【参考】激変緩和措置のイメージ

- 新制度移行後の市町村標準保険料率（府内統一）の推移や国保の運営状況によって、激変緩和措置の考え方も左右されることになるが、激変緩和のイメージを掴むため、一例を作表したもの。
 - ・ 激変緩和期間の前半（30～32年度）は、平成29年度の保険料水準としている。
 - ・ 広域化初年度の30年度を除き、自然増による保険料の上昇は応分の負担としている。
 - ・ 激変緩和措置の後半（33～35年度）は、36年度の統一に向けた措置を実施する。
- 平成31年度以降の激変緩和措置は、次年度に検討を行う。

